

法 令 名	土地改良法
根 拠 条 項	第 90 条の 2 第 1 項
処 分 の 概 要	目的外用途使用者等の特別徴収
法 令 の 定 め	<p>○第 90 条の 2 第 1 項</p> <p>国、都道府県又は市町村は、国営土地改良事業（第 87 条の 2 第 1 項の規定により国が行う同項第 1 号の事業、国営市町村特別申請事業及び第 87 条の 4 第 1 項又は第 87 条の 5 第 1 項の規定により国が行なう土地改良事業を除く。以下この項及び第 3 項において同じ。）の施行に係る地域内にある土地につき第 3 条に規定する資格を有する者が、当該国営土地改良事業の工事の完了につき第 113 条の 3 第 3 項の規定による公告があった日（その日前に、農林水産大臣が、当該土地を含む一定の地域について当該事業によって受ける利益の全てが発生したと認めてその旨を公告したときは、その公告した日）以後 8 年を経過する日までの間に、当該土地を当該国営土地改良事業の計画において予定した用途以外の用途（政令で定める用途を除く。以下この項において「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権等の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、一時的に目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合、目的外用途に供するため所有権の移転等をする際にすでに当該土地が災害等により当該国営土地改良事業による利益を受けていないものとなっている場合その他政令で定める場合を除き、その者から、政令の定めるところにより、（都道府県及び市町村にあっては、条例で、）特別徴収金を徴収することができる。</p> <p>&lt; 関連条項 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地改良法第 90 条の 2 第 2 項、第 3 項、第 8 項及び第 9 項</li> <li>・ 土地改良法施行令第 53 条の 8、第 53 条の 9 及び第 53 条の 10</li> </ul>
処 分 基 準	道内において処分の先例がないことから、当面、処分基準は設定しない。
処 分 担 当 課	各総合振興局（振興局）産業振興部調整課・農村振興課指導企画係
問 い 合 わ せ 先	各総合振興局（振興局）産業振興部調整課・農村振興課指導企画係
備 考	（公表アドレス： <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/ssk/">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/ssk/</a> ）